

# 地方自治体における環境情報開示の現状

大坪 史治

## 1. はじめに

わが国では、1992年に開催された環境と開発に関する国際連合会議を契機に地球規模での環境対策についての気運が高まり、経済界においてもその対応が求められた。その対応の表れのひとつとして、組織の環境活動や実績などの環境情報を取りまとめた環境報告書の公表が1990年初頭に一部の企業において始まった。1990年代の中葉には、ISO14000シリーズの規格化と環境マネジメントシステムの普及の後押しもあり、環境情報の開示が進展し、現在では、サステナビリティ情報、社会的責任情報、あるいはESG（Environment, Society and Governance）情報の一領域として環境情報は位置づけられ、包括的な情報開示へと進んでいる。環境情報の開示は、営利企業だけでなく、地方自治体、独立行政法人、生活協同組合、学校法人などの組織にも広がりを見せている。

環境報告は、環境配慮促進法<sup>1)</sup>で指定される特定事業者（国立大学および独立行政法人他）を除いては、基本的に組織のボランティアな慣行であり、公表の有無、タイトル、内容などは組織の自由な裁量に委ねられている。そのため、それぞれの組織により実状は異なり、複雑である。また、営利企業とそれ以外の組織とでは、環境情報の開示を促す法令やガイドライン・ガイダンス、開示目的、情報利用者として想定するステイクホルダーなど、さまざまな点で大きく異なる。本稿では、これまでに研究対象としてあまり先行研究例の少ない地方自治体に注目し、地方自治体の環境報告の現状と環境情報の開示を促す要因について考察する。

## 2. 営利企業における環境情報開示の動向

比較的規模の大きい企業においては、環境情報を独立して報告することは稀であり、社会情報、財務情報、

ガバナンスやリスク情報などと包括して報告されている。例えば、ESG情報、サステナビリティレポート、統合報告、あるいは非財務情報などといったキー概念に国際的関心が集まっていることから分かるように、情報領域の拡充と再編が現在進行している。そして多くの企業が、制度、法律や規制に求められる水準以上に情報開示をボランティアに行っているのである。その背景には、広がる利害関係者と環境情報に対するニーズへの対応、情報の非対称性の解消、アカウンタビリティの履行、あるいは社会の公器としての自覚や情報戦略などの理由などが挙げられ、環境会計領域において、これまでに多くの理論的・実証的研究の蓄積がある。本稿では、近年、企業の情報開示実務に大きな影響を与えている統合報告とGRIスタンダードについて触れながら情報開示の動向を整理したい。

### 2-1 統合思考による情報開示

2002年頃から、財務情報と環境情報を含む非財務情報を関連視して、非財務報告書とアニュアルレポートをひとつにして報告する試みが企業実務において始まった。2010年には、International Integrated Reporting Committee（以下、IIRC）が設立され、統合報告に関するディスカッションペーパーやフレームワークが順次公表され、少しずつ統合報告の構想が具体化されつつある。これにより財務情報と非財務情報を関連付けた新たな報告書の再編が国際的にますます進行していくと思われる。

KPMGのグローバルサーベイ（2017）によれば、N100（49か国それぞれの売上高上位100社合計の4,900社）のうち、60%の企業が非財務情報をアニュアルレポートに含めている。また、G250（2016年グローバルフォーチュン500ランキング上位250社）では78%にのぼり、アニュアルレポートに非財務情報を含めるこ

とが国際標準になりつつある<sup>2)</sup>。統合報告に関しては、N100では11%、G250では15%となっており、このうち約3分の2がIIRCのフレームワークに依拠していると示している<sup>3)</sup>。

IIRCは、目指す企業の報告書を図表1のように説明する。1960年代は、主に財務報告書によって企業価値の測定や評価を行ってきた<sup>4)</sup>。1980年代に入ると、財務報告書の他に、マネジメントコメントリー、環境報告書、ガバナンスと報酬などが公表されるようになるが、4つの報告書は、互いに独立した位置関係にある。2000年になると、環境報告書はGRIガイドラインの世界的な普及により経済・環境・社会の3つの柱を報告書の骨子とするサステナビリティレポートへと進化する。また、財務報告書の歯車がやや他の報告書に比べ大きいことから、依然として財務報告書が企業報告の中心的な役割を果たしていることを示唆しているのであろう。そして2020年には、独立して存在していた4つの報告書をひとつにした報告書（統合報告書）を作成し、統合報告書を中心に4つの歯車をかみ合わせた報告書の体系の構築を目指している。言い換えれば、既存の4つの報告書の中から重要な情報（マテリアリティ）だけを取り出し、ひとつの報告書のなかで一体化させながら、組織の短期および中長期的な価値創造モデル（ないし価値創造プロセス）を実現するビジネスモデルについて簡潔に説明することを要求して

いる。

統合報告（IIRCの提示する統合報告フレームワークやアニュアルレポートと非財務報告書の統合）は、既にわが国の企業においても実践されており、その数は、2017年度時点で193社を確認している<sup>5)</sup>。

地方自治体においても、複数ある多様な報告書を統合し、いかにして短期および中長期的な価値を創造する行政モデル（ないし行政プラン）について簡潔に説明する観点から報告書の再編を行う議論には大いに意義のあることである。ここで示す「中長期」や「価値創造」の意味において、営利企業と大きな相違があるが、中長期的な価値を創造する行政モデルのビジョンや都市や地域の目指す姿を市民に提示することは意義のあることである。

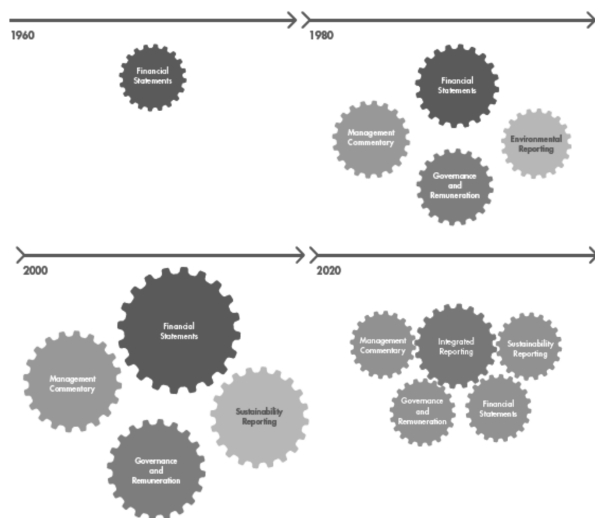
## 2-2 GRIスタンダード

GRI (Global Reporting Initiative) は、企業の持続可能性報告書（サステナビリティレポート）について、国際的に通用するガイドラインを立案することを目的に、米国NGOである「環境に責任を持つ経済活動のための協議会」CERES (Coalition for Environmentally Responsible Economies) や国連環境計画 (UNEP) が中心になって1997年に設立された。CERESは、エクソン社のバルディーズ号原油流出事故（1989年）の際に、環境問題に対して企業のとるべき判断基準、倫理原則であるバルディーズ原則（シリーズ原則）を提唱したことで有名である。この原則は、環境情報開示や環境報告ガイドラインの先駆けとなる。

GRIは、企業の持続可能性の実現や表明には環境情報の報告だけでは不十分であり、経済、環境、および社会の3つのサステナビリティを柱にした報告であるべきと主張する。そして、持続可能性報告書を、比較可能性、監査可能性、および一般に公正妥当と認められた実務慣行の点で、財務報告と同じ水準に引き上げ、立案、普及、促進させた。現在では、国際的に最も普及する非財務報告のガイドラインに成長し、わが国企業においても、その影響力は大きい。

GRIガイドラインは2000年にはじめて公表され、2002年、2006年、2013年に改定されている。2013年に

図表1 企業の報告書の変遷



出所：IIRC (2011). pp6-7

公表されたGRIガイドライン（G4）では、IIRC統合報告フレームワークとの関係性について触れられており、GRIガイドラインの推奨するパフォーマンス指標は、IIRC統合報告を作成するうえで基盤となる要素を提供すると相互関係を説明する<sup>6)</sup>。

2016年には、これまでのGRIガイドラインの集大成とも捉えられる「GRIスタンダード」が公表された。GRIスタンダードは、ユニバーサルスタンダード（基礎：GRI101、一般開示事項：GRI102、マネジメント手法：GRI103）と領域別スタンダード（経済、環境、社会）の二つに大きく区分して構成されている。

図表2 GRI領域別スタンダード

<p>○経済スタンダード（GRI201～GRI206）                  経済的パフォーマンス、市場での存在感、間接的な経済影響、調達慣行、腐敗防止、反競争的行為</p> <p>○環境（GRI301～GRI308）                  原材料、エネルギー、水、生物多様性、大気への排出、排水および廃棄物、環境コンプライアンス、サプライヤーの環境評価</p> <p>○社会（GRI401～GRI419）                  雇用、労使関係、労働安全衛生、研修および教育、多様性と機会均等、非差別、結社の自由と団体交渉、児童労働、強制労働、保安慣行、先住民の権利、人権評価、地域コミュニティ、サプライヤーの社会評価、公共政策、顧客の安全衛生、マーケティングとラベリング、顧客プライバシー、社会経済コンプライアンス</p>
--

出所：GRI（2016）

地方自治体がGRIスタンダードに準拠し、企業と同じ水準で情報開示を行おうとする場合、GRIユニバーサルスタンダードについては通用性が高いものの、領域別スタンダードにおいては地方自治体の特性に馴染まない項目が数多くある。

### 3. 地方自治体における環境情報の開示の現状

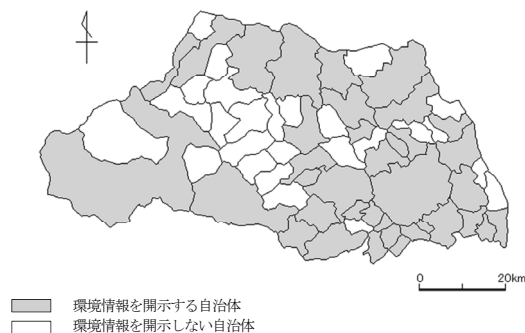
組織の開示する環境情報は、大きくボランティア情報とマダトリー情報に区分することが可能である。地方自治体におけるマダトリー情報には、例えば地球温暖化対策推進法<sup>7)</sup>によって求められる温室効果ガスの排出抑制等のための実行計画の策定と公表、および実施状況の公表がある。地球温暖化対策推進法（第二十一条）では、「都道府県及び市町村は、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画（地方公共団体実行計

画）を策定するものとする。（一部省略）地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。（一部省略）」としている<sup>8)</sup>。実施状況の公表については、単体での報告書で年次に公表されるケースは少なく、多くの場合他のボランティアに公表される報告書に含めて公表されることが多い。

一方、地方自治体がボランティアに公表する報告書には、「環境白書」、「環境報告書」、「環境活動レポート」、「環境マネジメントシステムの実績報告書」などさまざまなある。2001年に環境省が都道府県、人口20万人以上の市町村、東京都23区、計174自治体を対象に実施した調査では、有効回答142自治体のうち、地方自治体自らの事業活動に関する環境報告書を作成し公表している団体は19%（27団体）あり、環境白書やHPによって公表している地方自治体は50%（71団体）あると示している<sup>9)</sup>。地方自治体では、環境報告ガイドライン、エコアクション21、環境配慮促進法などによる環境情報開示の推進が図られるも、環境情報開示の慣行がボランティアであるため、環境報告をおこなう自治体とそうでない自治体が存在するのである。

例えば、埼玉県内における環境情報開示の現状をみると、県内のどこの地方自治体でも、通常、環境課が設置されており、少なからず冊子、パンフレット、広報やホームページなどさまざまな方法と媒体で環境情報が市町村民に開示されている。環境情報を表紙や頁のある報告書にまとめ、インターネットを通じて定期的（年次的）に広く社会に公表する報告書を条件のもと、埼玉県内の市町村における情報開示の有無について示すと、図表3となる。

図表3 埼玉県内市町村における環境情報開示の現状



出所：埼玉県内の市町村63組織を調査

環境情報を報告書の形式で年次にホームページを介して公表する自治体は、比較的人口および人口密度の高い地域である。桶川市、白岡市、羽生市、日高市、幸手市、ならびに吉川市を除いた全ての県内の市では、環境情報の開示を行っている。一方、環境情報を開示しない自治体の多くは、秩父山地にある町村であるが、伊奈町、神川町、ならびに杉戸町では、年次に環境情報の開示を行っている。このように環境報告をおこなう自治体とそうでない自治体が存在するのである。さらに、環境報告を行う自治体間で情報の質や量において差があり、仙台市、飯田市、鯖江市、横須賀市やその他自治体の水道局や企業局などの古くから環境情報を開示している先進的な自治体の報告書とその他の報告書を比較するとその違いがみえてくる。

#### 4. 地方自治体に環境情報の開示を促す要因

環境情報を開示する目的は、環境政策や税に対するアカウンタビリティ、市民や所管領域における事業者の環境への意識づけと自主的取り組みの促進、自治体のサステナビリティ、社会を構成する組織としての責任の履行などさまざまである。しかしながら報告書自体は、営利企業と同様にボランティアに開示されているため、報告書のタイトル、構成や記載内容については作成者の自由裁量によるものの、法令、ガイドラインやガイダンスをある程度参考にしながら作成されている。

図表4は、インターネット上で入手可能な環境報告とヒアリング方法による全国の地方自治体144組織<sup>10)</sup>を対象に、環境情報開示を促す要因と報告書タイトルの関係について調査した結果である。環境情報を年次報告する約8割が、環境基本条例および環境基本計画をベースとした報告書を公表している。ただし、環境マネジメント情報や地球温暖化対策実行計画などの情報が一部含まれる場合もある。その他の環境省、環境配慮促進法、エコアクション21を単体の要因とした情報開示の例は少ない。

また、複数の法令・ガイドラインを含む報告書を公表するケースもある。例えば宮城県登米市、埼玉県坂戸市、ならびに愛媛県松山市では、環境基本条例と環

境配慮促進法をもとに一つの報告書を公表している。また東京都西東京市、新潟県柏崎市は、環境基本計画とエコアクション21を組み合わせたケースである。他にも、環境省環境報告ガイドラインや環境基本計画をベースとしながらISO14001実績報告書などを記載した報告書を公表する例もある。

図表4 環境情報開示を促す要因と年次報告書のタイトル

環境情報開示を促す法令・ガイドライン他	代表的な年次報告書タイトル例
環境基本条例および環境基本計画	『〇〇市の環境』、『環境基本計画年次報告書』、『〇〇市環境基本計画書』、『〇〇市環境白書』、『環境状況報告書』、『環境年次報告書』、『環境管理計画年次報告書』、『環境事業報告書』、『環境調査報告書』、『環境レポート』、『環境調査等報告書』、『環境報告書』など
環境省 『環境報告ガイドライン』 『環境会計ガイドライン』	『環境報告書』
環境配慮促進法	『環境報告書』
エコアクション21	『環境活動レポート』
ISO14001	『環境マネジメントシステムの実績報告書』

出所：環境報告を実施する全国の地方自治体144組織の調査による

地方自治体に環境情報の開示を促す要因の多様性により、一つの自治体で複数の報告書を作成し、公表するケースもある。例えば戸田市（「環境マネジメントシステムの実績報告書」、「戸田市の環境」、「環境報告書」）、仙台市（「仙台市の環境」、「環境報告書」）、西宮市（「環境報告書」、「環境レポート」）、島田市（「環境活動レポート」、「環境報告書」）、札幌市（「環境報告書（水道局）」、「環境レポート（下水道河川局）」）などである。複数の報告書が存在する背景には、それぞれの報告書の作成を促す要因が異なることがあり、したがって報告書の目的、そして構造にもそれぞれ違いが生じてくる。また、札幌市のケースのように、異なる局でそれぞれの報告書を作成し、開示するため複数存在するケースもある。以下、地方自治体の環境情報開示を促進する要因について個別に取り上げながら述べたい。



#### 4-1 環境基本条例および環境基本計画

国における環境基本法（第15条）、環境基本計画や『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』の形式に倣い、自治体においても環境施策の基本となる環境基本条例と環境基本計画を策定している。平成28年度に環境省により実施された都道府県、政令指定都市、東京都23特別区および市町村を対象とした調査によると、1,322組織の有効回答のうち条例の策定状況は全体で74.6%となっており、環境基本計画では74.7%となっている<sup>11)</sup>。環境基本計画および環境基本計画の策定義務はないものの、多くの地方自治体が環境基本条例や環境基本計画を策定し、それに基づき、年次に環境情報を公表しているのである。例えば、仙台市では、環境基本条例の第8条で環境基本計画が策定され、さらに同条例の第9条において所管領域の環境の現状と施策の実施状況について年次公表することを自ら定めている<sup>12)</sup>。つまり、仙台市の公表する報告書「仙台市の環境」は、条例に基づく年次報告書である。

環境基本条例や環境基本計画に裏付けられる環境情報の開示は、通常、資源、大気汚染、水質汚濁、騒音・振動、一般廃棄物処理などの各テーマの現状を説明する内容となっており、その構成から環境省『環境白書・循環型社会白書・生物多様性白書』を参考にしていると考えられる。しかしながら条例や基本計画に基づく情報開示は、推進状況の報告であり、システムの機能、環境対策の実効性や環境パフォーマンスの向上を狙いとするISO14001やエコアクション21などの環境マネジメントシステムを裏付けにした情報開示の構造と大きく異なる。

#### 4-2 環境省「環境報告ガイドライン（環境報告書ガイドライン）」「環境会計ガイドライン」

環境省では、これまでに「環境報告書ガイドライン」（2000年度版、2003年度版）、「環境報告ガイドライン」（2007年度版、2012年度版）を公表し、情報開示の趨勢に合わせて繰り返し改定を行ってきた。環境省の環境報告ガイドラインは、営利企業の環境報告を促すことを想定しているため、地方自治体の環境報告に参考されることはごく僅かである。しかし川

崎市（環境局王禅寺処理センター）などでは、同ガイドラインを参考にしながら、環境負荷全体を把握するマテリアルバランスなどを記載する例もある。

また環境省「環境会計ガイドライン」では、1999年に公表された『環境保全コストの把握及び公表に関するガイドライン（中間とりまとめ）』から始まり、いくつかの改定を経て2005年に最終改定が行われている。稀なケースであるが、環境省環境会計ガイドラインを導入する地方自治体があり<sup>13)</sup>、例えば札幌市水道局・下水道河川局や横浜市水道局などでは、環境省の環境会計ガイドラインを導入し、その情報を環境報告書として公表しているケースがある。環境省環境会計ガイドラインは、環境保全対策に関わる費用対効果を経済効果と物量効果に区分して評価する仕組みであり、環境マネジメントシステムの効果を評価するうえで一定の役割を果たす。

#### 4-3 環境配慮促進法

環境配慮促進法（第3条第2項）において、地方自治体の責務として、「地方公共団体は、自らの環境配慮等の状況を公表するように努めるとともに、その区域の自然的社会的条件に応じた環境に配慮した事業活動の促進のための施策を推進するように努めるものとする」と明示されている。したがって環境配慮促進法において、地方自治体における環境情報開示は推奨されるものであり、完全な義務としていない。

しかしながら一部の地方自治体では、環境配慮促進法に促されて「環境報告書」を発行するケースもあり、環境配慮促進法が示す7つの基本的な事項について記載する（図表5）。埼玉県戸田市のように、環境配慮促進法による単体の報告書を公表するケースは珍しく、条例や基本計画などと組み合わせて公表されることが多い。また、環境配慮促進法は、所管領域の事業者に対応するようにガイダンスされており、自治体自らと所管領域の事業者の環境配慮を促進する役割が明記されている。

図表5 環境配慮促進法における環境報告書の記載事項等

一 事業活動に係る環境配慮の方針等	環境報告書には、事業者（法人であるときは、その代表者）の緒言及び事業活動に係る環境配慮についての方針又は基本理念を記載し、又は記録するものとする。
二 主要な事業内容、対象とする事業年度等	環境報告書には、主要な事業内容及び事業所並びにその記載又は記録の対象とする事業年度又は営業年度及び組織の範囲を記載し、又は記録するものとする。
三 事業活動に係る環境配慮の計画	環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標及び当該目標を達成するために行う取組を定めた計画を記載し、又は記録するものとする。当該計画の記載又は記録に当たっては、数値を用いることが望ましい。
四 事業活動に係る環境配慮の取組の体制等	環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組に係る体制及びその運営方法を記載し、又は記録するものとする。
五 事業活動に係る環境配慮の取組の状況等	環境報告書には、事業活動に係る環境配慮についての目標を達成するために行った取組の状況及び事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの程度を示す数値を記載し、又は記録するものとする。事業活動に伴う環境への負荷のうち一以上の重要なものの決定は、事業者が当該環境への負荷の程度及び環境報告書の利用者にとっての有用性の程度を考慮して行うものとする。
六 製品等に係る環境配慮の情報	環境報告書には、事業者が環境への負荷の低減に資する製品その他の物の製造等又は役務の提供を行ったときは、当該製品その他の物又は役務に係る環境への負荷の低減に関する情報を記載し、又は記録することが望ましい。
七 その他	環境報告書には、環境関係法令に基づく規制について行った対応、その利用者等との間において行った意見交換等の概要を記載し、又は記録することが望ましい。

出所：環境省ホームページ条文

#### 4-4 ISO14001環境マネジメントシステム

ISO14001は、環境マネジメントシステムに関する国際標準化規格であり、日本は認証登録件数が中国に次いで多い<sup>14)</sup>。地方自治体においてもISO14001を認証取得するケースは珍しくない。1996年9月1日に発行され、日本では同年にJISQ14001として制定されており、1998年1月に千葉県白井町が全国で最初にISO14001の認証を取得している。

2001年に環境省が都道府県、人口20万人以上の市町村、東京都23区、計174自治体を対象に実施した調査によれば、有効回答142の地方自治体のうち54.2%がISO14001を認証取得している<sup>15)</sup>。ISO14001を認証取得する地方自治体の一部では、各自治体で策定する環境基本計画を実行するにあたり、ISO14001環境マネジメントシステムを導入し、その成果や実績を「環境マネジメントシステムの実績報告書」というタイトルでボランティアに公表している。

具体的な地方自治体を挙げれば、埼玉県戸田市、東京都港区、静岡県静岡市、福岡市（環境局施設部）などである。環境マネジメントシステムを導入し運用する地方自治体は少なくないが、このような実績報告書として年次に公表するケースは全国的にも稀である。

#### 4-5 エコアクション21

エコアクション21は、1996年に当時環境庁が策定した国内版の環境マネジメントシステムの認証登録制度である。現在では、一般財団法人持続性推進機構により運営されている。営利企業では、比較的事業規模の小さい中小零細企業において広く普及しているシステムである。エコアクション21の運用は、業種特性を考慮して建設業者、食品関連事業者、大学等高等教育機関、産業廃棄物処理業者、地方公共団体向けガイドラインと5つの業種ごとの手引きが公表されている。地方公共団体向けのガイドラインもあることから、地方自治体への普及も多く確認される。

エコアクション21の認証登録を受ける事業者は「環境活動レポート」を作成し、原則毎年度公表することが求められ、図表6で示した9つの項目を環境活動レポートに掲載することを要求している。一般財団法人持続性推進機構によると、2018年2月時点で7,885件の組織が環境活動レポートを公表しており、このうち自治体・行政機関等の環境活動レポートは32件である。例えば、福島県本宮市、茨城県常陸大宮市、千葉県八千代市、東京都荒川区、東京都西東京市、新潟県柏崎市、長野県茅野市、長野県箕輪町、静岡県島田市、静岡県藤枝市、静岡県菊川市、静岡県牧之原市、大阪

府河南町、兵庫県加西市などである。

エコアクション21は、ISOの要求する環境マネジメントが行われているかをチェックするシステム重視のISO14001環境マネジメントシステムと比較して、パフォーマンスやコミュニケーションを重視する特徴を持つ。そのため、ISO14001からより実効性の高いエコアクション21に切り替える（あるいは両方を併用する）地方自治体も少なくない。

図表6 「エコアクション21」環境活動レポートにおける要求項目

①組織の概要（事業所名、所在地、事業の概要、事業規模等）
②対象範囲（認証・登録範囲）、レポートの対象期間及び発行日
③環境方針
④環境目標
⑤環境活動計画
⑥環境目標の実績
⑦環境活動計画の取組結果とその評価、次年度の取組内容
⑧環境関連法規等の遵守状況の確認及び評価の結果並びに違反、訴訟等の有無
⑨代表者による全体評価と見直しの結果

出所：環境省（2012）、p43

## 5. おわりに

本稿では地方自治体の環境報告の現状とそれを促す要因について考察した。開示される環境情報の多くはボランティア情報であるため、地方自治体によって環境情報の開示の有無や開示内容は異なる。さらに地方自治体に環境情報の開示を促す要因には、地方自治体ごとに策定される環境基本条例および環境基本計画、環境省「環境報告ガイドライン」および「環境会計ガイドライン」、環境配慮促進法、ISO14001やエコアクション21が深く影響しており、どれを要因に情報開示されるかにより、報告書のタイトル、構造や内容が決まるのである。環境報告の多くは、条例や基本計画をベースに作成された報告書が最も多い。環境省「環境報告ガイドライン」および「環境会計ガイドライン」、ならびに環境配慮促進法について、単独での報告書の公表はごく稀であり、ISO14001、エコアクション21についても、自治体における認証取得件数は多いものの単独での報告書の公表は少ない。多くの場合、複数の要因を組み合わせて報告書を公表するケースが多い

のである。

情報の有用性の観点から言えば、営利企業では、統合報告およびGRIスタンダードで触れたように、領域の異なる情報の連結と肥大化する情報の集約が進められている。地方自治体においても、営利企業と同じように情報の連結と集約を適用していくことが果たして意義のあることかどうかは別の議論になるが、市民の環境に対する意識を引き出し、有用性のある情報を提供するためには議論する余地があると思われる。

有用性のある優れた情報を提供し、結果的に組織の価値を向上させる魅力ある市政を実現する前提には、組織において環境マネジメントシステムが上手く機能し、環境パフォーマンスを適正に分析・評価し、そしてその成果を有用性のあるかつ効果的な情報を提供する一連のプロセスを組織に形成することが重要である。ただし、地方自治体の情報開示において最も重要なことは理解容易性であり、情報利用者は広く一般市民であることから、市民にとってわかりやすい報告書を作成することを決して忘れてはいけない。

## 注

- 1) 「環境情報の提供の促進等による特定事業者等の環境に配慮した事業活動の促進に関する法律」
- 2) KPMG (2017), p21
- 3) Ibid., p24
- 4) ドイツでは、財務報告書以外に、社会報告書などが公表されていた。詳しくは、湯田 (1989)、および湯田 (2001) を参考にされたい。
- 5) 193社は、過去に非財務報告書の発行経験のある1,479組織の調査。
- 6) GRI (2013), p85
- 7) 地球温暖化対策の推進に関する法律 (1998年成立、2016年最終改訂)
- 8) 環境省HP「地球温暖化対策の推進に関する法律」条文
- 9) 環境省 (2002)
- 10) 調査した144自治体は以下である。

北海道 (札幌市、函館市、小樽市)、岩手県 (盛岡市、北上市、遠野市、一関市、滝沢市)、宮城県

(仙台市, 登米市), 山形県酒田市, 福島県本宮市, 茨城県(牛久市, 常陸大宮市), 栃木県(宇都宮市, 栃木市, 佐野市, 鹿沼市, 日光市, 小山市), 埼玉県(さいたま市, 川越市, 熊谷市, 川口市, 行田市, 秩父市, 所沢市, 飯能市, 加須市, 本庄市, 東松山市, 春日部市, 狭山市, 鴻巣市, 深谷市, 上尾市, 草加市, 越谷市, 蕨市, 戸田市, 入間市, 朝霞市, 志木市, 和光市, 新座市, 久喜市, 北本市, 八潮市, 富士見市, 三郷市, 蓮田市, 坂戸市, 鶴ヶ島市, ふじみ野市, 伊奈町, 神川町, 杉戸町), 千葉県(千葉市, 市川市, 船橋市, 野田市, 成田市, 佐倉市, 習志野市, 柏市, 勝浦市, 流山市, 八千代市, 浦安市, 八街市), 東京都(港区, 江東区, 目黒区, 世田谷区, 荒川区, 青梅市, 昭島市, 調布市, 町田市, 小金井市, 国分寺市, 東大和市, 多摩市, 羽村市, 西東京市), 神奈川県(横浜市, 川崎市, 相模原市, 横須賀市, 秦野市, 厚木市, 座間市), 新潟県柏崎市, 石川県小松市, 福井県鯖江市, 長野県(上田市, 飯田市, 茅野市, 箕輪町), 岐阜県(岐阜市, 多治見市, 各務原市), 静岡県(静岡市, 三島市, 島田市, 富士市, 焼津市, 藤枝市, 袋井市, 湖西市, 菊川市, 牧之原市), 愛知県(春日井市, 豊田市, 安城市, 西尾市, 小牧市), 三重県伊勢市, 滋賀県(甲賀市, 米原市), 京都府(宇治市, 城陽市), 大阪府(大阪市, 豊中市, 河南町), 兵庫県(神戸市, 姫路市, 西宮市, 伊丹市, 豊岡市, 加西市, 丹波市), 鳥取県北栄町, 山口県周南市, 徳島県徳島市, 愛媛県(松山市, 今治市, 西条市), 福岡県(福岡市, 春日市), 佐賀県佐賀市, 長崎県佐世保市, 熊本県(熊本市, 山鹿市)

- 11) 環境省総合環境政策局環境計画課 (2017)
- 12) 佐藤 (2002), p26
- 13) 地方自治体における環境会計の実践については, 石津 (2003) を参照されたい。
- 14) ISO Central Secretariat (2017)
- 15) 環境省 (2002)

## 主要参考文献

- 石井薫 (2000) 「ISOの環境監査と地方自治体—ISO14000 シリーズの導入を中心として— (1)」『経営研究所論集』第23号
- 石井薫 (2001) 「ISOの環境監査と地方自治体—ISO14000 シリーズの導入を中心として— (2)」『経営研究所論集』第24号
- 石井宏樹 (2008) 「自治体の廃棄物部門における環境報告書」『都市清掃』第61巻第284号
- 石津寿恵 (2003) 『持続可能な発展のための環境会計』白桃書房
- 一般財団法人持続性推進機構ホームページ (<http://ea21.jp>)
- 大坪史治 (2016) 「非財務報告の新たな展開—二つの統合思考とわが国企業実践における基礎調査—」『獨協経済』第98号, pp125-134
- 環境省 (2017) 『エコアクション21 ガイドライン2017年版』
- 環境省総合環境政策局環境計画課 (2017) 『地方公共団体の取組についてのアンケート調査報告書平成28年度調査』
- 環境省 (2012) 『エコアクション21 地方公共団体向けガイドライン2009年版』
- 環境省 (2009) 『環境配慮促進法の施行状況の評価・検討に関する報告』
- 環境省 (2004) 『エコアクション21 2004年版—環境経営システム・環境活動レポートガイドライン—』
- 環境省 (2002) 『環境報告の促進方策に関する検討会報告書』
- 佐藤正基 (2002) 「分かりやすい環境白書, 環境報告書づくり」『環境管理』Vol.38, No.12
- 湯田雅夫 (2001) 『ドイツ環境会計』中央経済社
- 湯田雅夫 (1989) 『ゾチアルビランツ研究序説』学文社
- Global Reporting Initiative (2000, 2002, 2006), Sustainability Reporting Guidelines.
- Global Reporting Initiative (2013), Sustainability Reporting Guidelines-Reporting Principles and Standard Disclosures.



Global Reporting Initiative (2016), GRI Standards  
(Global Reporting Initiative (2017) 『日本語版GRI  
スタンダード』)

International Integrated Reporting Committee (2011)  
Towards Integrated Reporting-Communicating  
Value in the 21st Century, IIRC Paper.

International Integrated Reporting Committee  
(2013), the international <IR> Framework, IIRC  
Paper (日本公認会計士協会訳 (2014) 『国際統合  
報告フレームワーク』)

ISO Central Secretariat, The ISO Survey ([http://  
www.iso.org/iso](http://www.iso.org/iso))

KPMG (2017), The road ahead, The KPMG Survey of  
Corporate Responsibility Reporting 2017

その他多数の地方自治体の環境関連報告書を参考と  
した。

## Current Trends and Issues of Environmental Information Disclosure in Local Governments

OTSUBO, Fumiharu

In Japan, growing worldwide interest in environmental problems, environmental information disclosure begins in companies at the beginning of 1990. Today, companies disclose sustainability information and CSR information including environmental information, and also organizations such as local governments are proceeding with disclosure of environmental information.

The Environmental Report is basically a report published in voluntary. Therefore, the environmental report differs depending on each organization in the title, content, guidelines to be referred to, motivation, and stakeholders assumed as information users. This paper focuses on the local governments and considers the situation and basic structure of environmental information disclosure.